

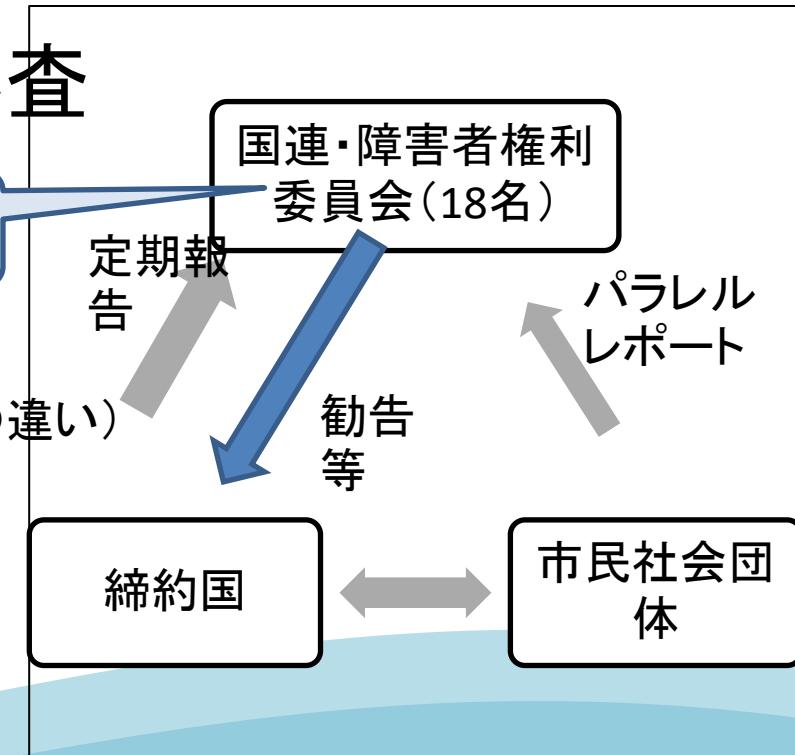
入院者訪問支援事業は アドボカシー／権利擁護か

認定NPO法人 大阪精神医療人権センター
常務理事 東奈央

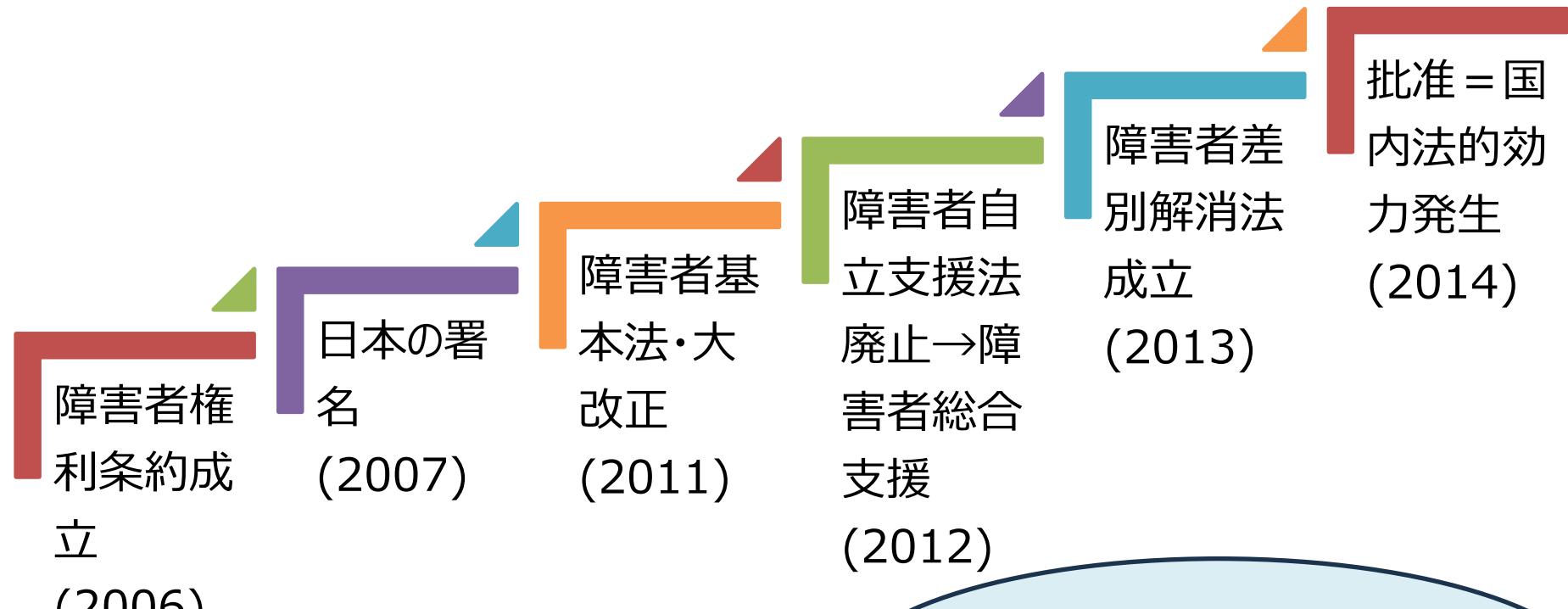
いつまでも置いてけぼり 精神障害

- ・ 障害者権利条約批准(2014)
- ・ 障害者権利条約から10年経過
- ・ 2022年 国連にて初回審査

内閣府政策委員会からも報告



(日本) 障害者権利条約の批准まで



精神保健福祉法は?
医療観察法は?

国連・人権条約

- ・世界人権宣言(1948)
- ・社会権規約・自由権規約(1966)※個人通報を認める選択議定書には入っていない
- ・個別の人権分野

人種差別撤廃条約(1965)

女性差別撤廃条約(1979)

拷問等禁止条約(1984)

子どもの権利条約(1989)

移住労働者権利条約(1990)【日本は批准せず】

障害者権利条約(2006)

強制失踪条約(2006)

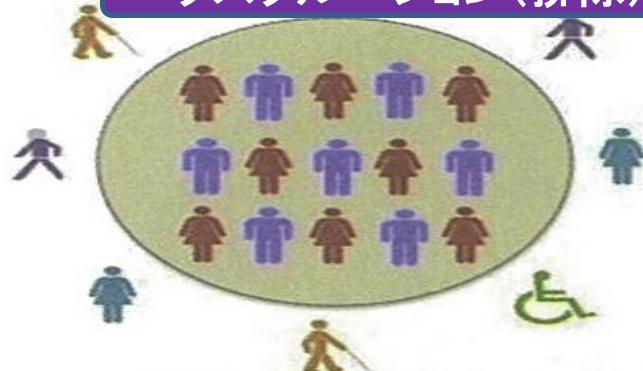
「障害」に関する 世界の考え方の動き

- 世界人権宣言(1948年)
- 社会権規約・自由権規約(1966年)
- 人権教育のための国連10年(1995～2004年、その後「人権教育のための世界プログラム」として引き継ぐ)
- 障害者権利条約(2006年)
⇒ 障害者に対する差別を撤廃し、社会参加の促進を目的とした障害者の権利を保障、国連で全会一致で採択(2008年発効、日本は2014年批准)

インクルーシブ社会～個性を尊重して、認め合う社会

EXCLUSION

エクスクルージョン(排除)

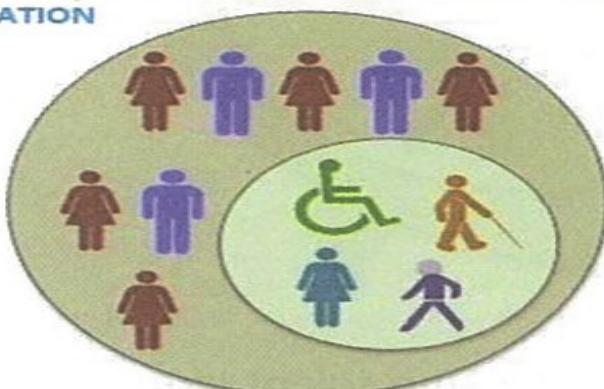


SÉGRÉGATION

セグレゲーション(隔離・分離)



INTÉGRATION



INCLUSION



インテグレーション(統合)

インクルージョン(包摶？包容？)

LES AVIS DU CONSEIL ÉCONOMIQUE, SOCIAL ET ENVIRONNEMENTAL

Mieux accompagner et inclure les personnes en situation de handicap: un défi, une nécessité (2014, p24)の図を基に一木玲子作成(2015, 9, 20)

「障害」とは何か？⇒考え直す

「障害」とは～「損傷」ではなく、社会の側がもたらしている障壁

- 車いすユーザー、視覚障害者が利用しやすい、環境(スロープ、点字ブロック、音声情報)か？
- 聴覚障害者にも情報が伝えられる形になっているか？
- 知的障害者に分かりやすく説明がされているか？

そのバリアは、社会の側がもたらしているのでは？

社会の側がもたらす「障害」(社会モデル) ⇔ 医学モデル

障害者権利条約=「障害」の「人権モデル」

障害者権利条約の求める 「差別の禁止」

差別とは

- あるものと別のあるものとの間に認められる違い。また、それに従つて区別すること。
- 取り扱いに差をつけること。特に、他よりも不当に低く取り扱うこと。

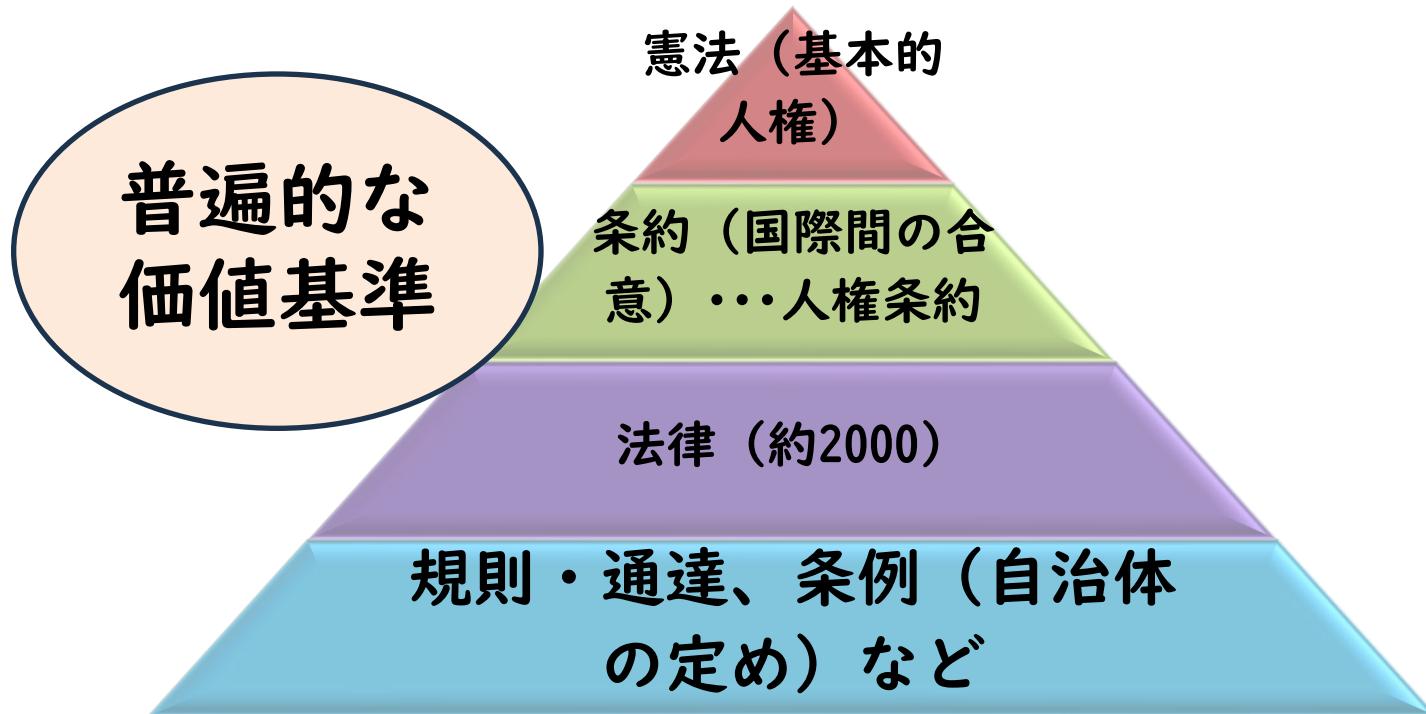
権利条約は

- 「障害に基づくあらゆる差別を禁止する」「立法措置・行政措置その他の措置をとる」

社会モデル(現在は人権モデルへ)からの「障害」→「差別」

- 障害に基づく差別をも撤廃するための全ての適切な措置をとらなければ「差別」となる
- →合理的配慮を行わないことは差別

憲法・条約・法律・条例 の階層構造



日本国憲法

憲法13条

- 全て国民は個人として尊重される。
- 生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利は…最大限尊重される。

福岡高裁
R6.12.13判決

憲法12条

- この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。

人権侵害の根拠は、法律による

人権は衝突しうる。

人権侵害が許容される場面

目的が正当で

手段が相当（必要最小限）で

手続も適正による

法律は必ずしも正しいわけではない。
でも、「法律」は、あると適用される。

- 旧優生保護法下で不妊手術を受けた人がたくさんいる（被害者は約84,000人とされる）
- 旧らい予防法下で、「人生被害」を受けた人がたくさんいる

★訴訟が提起されないと、法律がそのまま使われる可能性もある。しかも、訴訟提起には、原告・事例が必要。

(最高裁)憲法13条違反

2023年

- ・性同一性障害者特例法（2003年）の生殖不能要件（不妊化要件）
- ・「自己の意思に反して身体の侵襲を受けない権利」を侵害する。

2024年

- ・旧優生保護法（目的：優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護）
- ・立法目的から違憲
- ・「自己の意思に反して身体の侵襲を受けない権利」に反する。

共通する文化

学
良かれ
学力向上

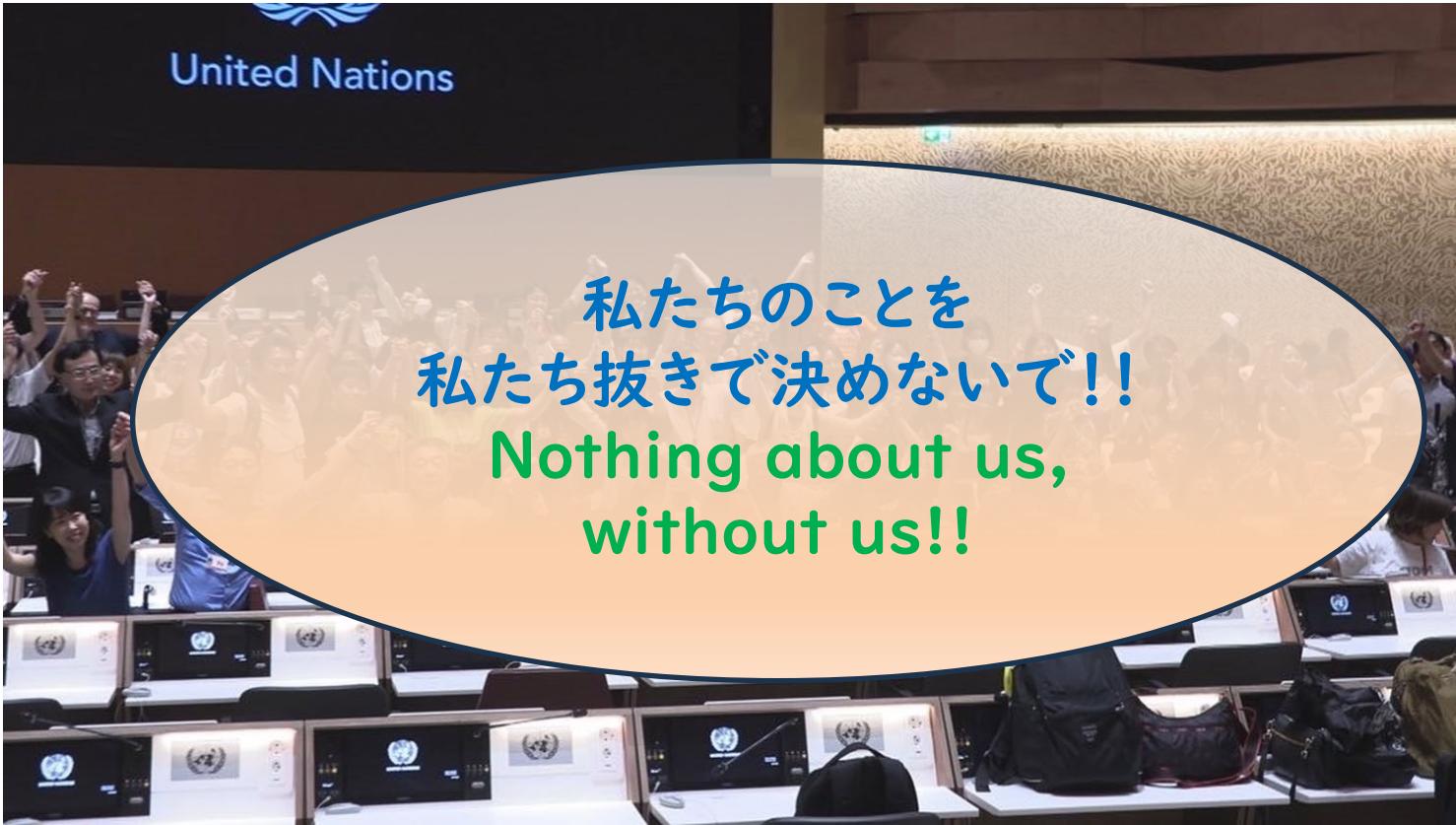
旧
国のために

本人のため
社会のため

社会のため

保安orパートナリズム

障害者権利条約(2014年批准) 2022年9月 日本へ初の総括所見



障害者権利条約の内容

- 障害のない（と言われる）人たちに保障されている権利を、障害のある人にも【適用・保障】すること
- 「障害がある」ことによって権利を認めない（＝差別）は禁止
- 「障害」によって権利行使を阻む事情に 対しては、「合理的な調整」を行う（スタートラインに立つことすら困難な状態にテコを入れ） ⇒合理的調整を行なわない＝差別

最も強い勧告を受けたのは

インクルーシブ
教育

脱施設化
(地域でくらす権利)

日本国憲法下で制定された法

学校教育法
(1947)

精神衛生法
(1950)

旧・大日本帝國憲法

新・大日本帝國憲法

総括所見：脱施設化（精神障害等）

無期限入院の
終了

地域に根ざし
た支援

期限・予算→
国家戦略

意思決定
支援

地域で暮らす
る権利

同意の
《権利》

自立した生活
の確保

住まい・暮らし
方：自己選択

ロードマップ

(UK)「Mind」の活動

- 1946 The National Association for Mental Health
 - 1971 Mind キャンペーン
 - 1997 農村地域でのステイグマ対策: 国立リソースセンター
 - 2006 病棟視察キャンペーン(→政府の投資)
 - 2009 “Time to Change” メディアとの連携
 - 2010 Equality Actとの連動
 - 2013 Mental Health Discrimination Act
- 毎年、政府に対するAction と金銭的給付の要請(実行)

市民に対する情報提供・心を変える運動・弁護士の情報提供等

「MIND」を変える運動

- イングランドに86／ウェールズに16
- 2.5 million people had a conversation about mental health as a result of **Time to Talk Day**
- Our work was mentioned **over 7,200 times** in the media.
- 17,285 people signed up to **Side by Side**, our online peer support community.

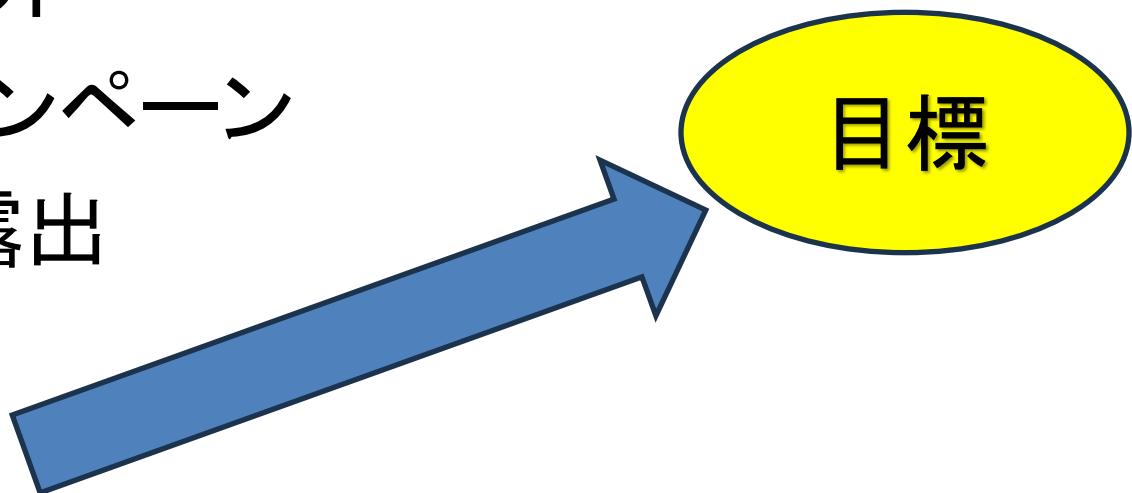
<https://sidebyside.mind.org.uk/>

(UK) Rethinkの活動

- 1972 設立
- 1973 ケア部門
- 1992 アドバイスサービス・ヨーロッパ連帯
- 2002 クライシスハウス
- 2007 “Time to Change” (Mindと連帯)
- 2013 Mental Health Discrimination Act
- 2014 Time to Talk Day
- 2022 Let's Rethink Campaign

Mind や Rethinkの活動

- ・ 地域に根差した活動
- ・ 目標の設定→運動→Advocate 活動との連動
- ・ 法律へのコミット
- ・ 反差別のキャンペーン
- ・ メディアへの露出



What an advocate can help with

Get information and understand what it means

- 情報を探し、意味を理解すること

Explore your options and decide what you want

- 選択肢を探り、何を望むか決めること

Contacting people, or contacting them for you

- 人々に連絡すること、またはあなたの代わりに連絡すること

Express your feelings to others, or do this for you

- 貴方の思いを他者へ伝えること、又は、あなたの代わりに伝えること

Prepare for meetings, and support you at them

- 会議の準備をし、会議であなたをサポートすること

Stand up for your rights to get the services you need.

- 必要なサービスを受ける権利のために立ち上ること

What an advocate can't do

Provide advice or emotional support

- アドバイスや感情的なサポートを提供すること

Make decisions for you without your input

- 貴方の意思に基づかずあなたための決定をすること

Solve someone's problems for them

- 誰かの問題を解決すること

Mediation

- 調停

Provide care or home support

- 介助や住居サポートを提供すること

Agree with everything a person says.

- 誰かの言うことすべてに賛同すること

できること／できないこと

できること

- 情報提供
- 選択肢と一緒に探ること
- 連絡
- 会議の準備
- サービスを受ける権利に繋げる

できないこと

- 感情的に何かすること
- 勝手に決める
- 問題解決
- 直接的ケア(ただし、Rethinkにはケアサービス部門あり)

RethinkのAdvocacy活動

- ・ ビジョン=精神疾患を患うすべての人々、その介護者、家族、友人の平等、権利、公平な扱い+可能な限り最高の生活の質を実現すること
- ・ 人々の自立と個々のニーズを尊重した、パーソンセントード・サポートへのアクセスが必要
- ・ 人々が自分自身の健康とヘルスケアについて効果的に管理し、十分な情報を得た上で意思決定を行うために必要な知識、技能、自信を身につけるための支援も含まれる
- ・ 極めて重要なことは人々が常に尊厳と思いやりと尊敬をもって扱われることを保証すること←常に全人的なニーズを考慮する必要がある
- ・ スティグマや差別から解放
- ・ 可能な限り制限の少ない方法で支援される必要がある
- ・ 制度は、本物の声に積極的に耳を傾け、スティグマと差別に挑戦するために全力を尽くし、制度が利用しやすく、包括的で公平であることを保証する必要がある

(大阪)精神医療人権センターの活動 (2023年度 事業報告より)

今年で
40周年

目的

精神医療・社会生活における、精神障害者の人権を擁護する活動を行う
精神障害者に対する社会の理解を促進し、
障害の有無にかかわらず、人間が安心して暮らせる社会に一步でも前進させるべく貢献する

1

声をきく(個別相談活動)

2

扉をひらく(病院訪問活動・情報公開)

3

社会をかえる(政策提言)

「声をきく」個別相談活動

手段 年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018	2017	2016
1 手紙	286	500	444	329	200	60	33	36
2 FAX	0	3	4	7	2	1	0	2
3 メール	19	64	49	105	41	14	44	4
4 電話	1,017	931	776	830	885	1,021	854	830
5 面会	43 8病院	15 3病院	24 4病院	7 4病院	179 17病院	171 19病院	102 15病院	39 12病院
6 オンライ ン面会	39 5病院	39 4病院	29 5病院	7 2病院	—	—	—	—
合計	1,404	1,552	1,326	1,285	1,307	1,267	1,033	911

「扉をひらく」病院訪問活動の実施

療養環境サポーター活動

- ・大阪府下の精神科病院に1か月に1回訪問
→報告書を作成→協議会で検討

大阪府精神科医療機関療養環境検討 協議会



「社会を変える」など、その他

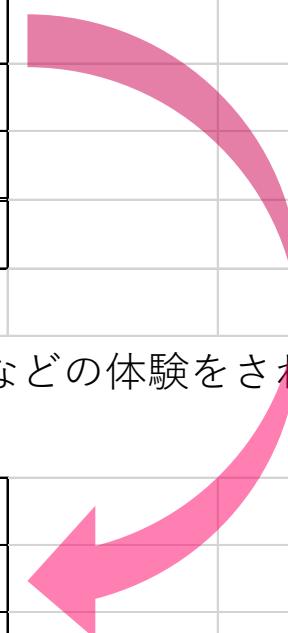
- ・勉強会を重ねて政策提言（権利擁護システム研究会）
- ・シンポジウムの開催
- ・行政の会議に出席
- ・ボランティアさんが利用する手引き書（電話相談手引き／面会手引き）
- ・入院中の方へ、お手紙やテレホンカード送付

2021年（日弁連）人権擁護大会でのアンケート調査

第1 入院中の悲しい・つらい・悔しいなどの体験について伺います。

問1 あなたは入院の経験がありますか？当てはまる番号1つに○を付けてください。

1 ある	720	94.5%
2 ない	41	5.4%
未回答	1	0.1%
	762	100.0%



問2 入院中に、悲しい・つらい・悔しいなどの体験をされたことがありますか？当てはまる番号1つに○を付けてください。

1 ある	588	81.7%
2 ない	101	14.0%
3 分からない	27	3.8%
未回答	4	0.6%
	720	100.0%

日弁連アンケート調査より

- 先生が話も聞いてくれず、すぐ縛られ注射を打たれ、薬を飲まされ、一週間縛られ続け、解いてくれなかつた。訳も分からず説明もなく入院させられ、恐怖を受け付け食事もとれず、人生が終わってしまったような感じを受けた
- 体を縛られ、おむつをつけられ、点滴をし(何回も針を刺され)、食事もままならず、無理やり薬を飲まされた経験だった。おむつを替えたく眠れず、看護師さんを呼んでも全く来ない。大声で呼ぶと「うるさい」「人手が少ない」といわれた
- お風呂入るのまで見張られて(看護士から)恥ずかしかつた。ご飯が冷えていておいしくない。外に出掛ける自由が無い。美容院のカットの見張りまでされて(看護士から)大変短い髪型にさせられた
- 学生みたいな女性スタッフに裸を入浴中に見られたのが非常にはずかしかつた

日弁連アンケート調査より

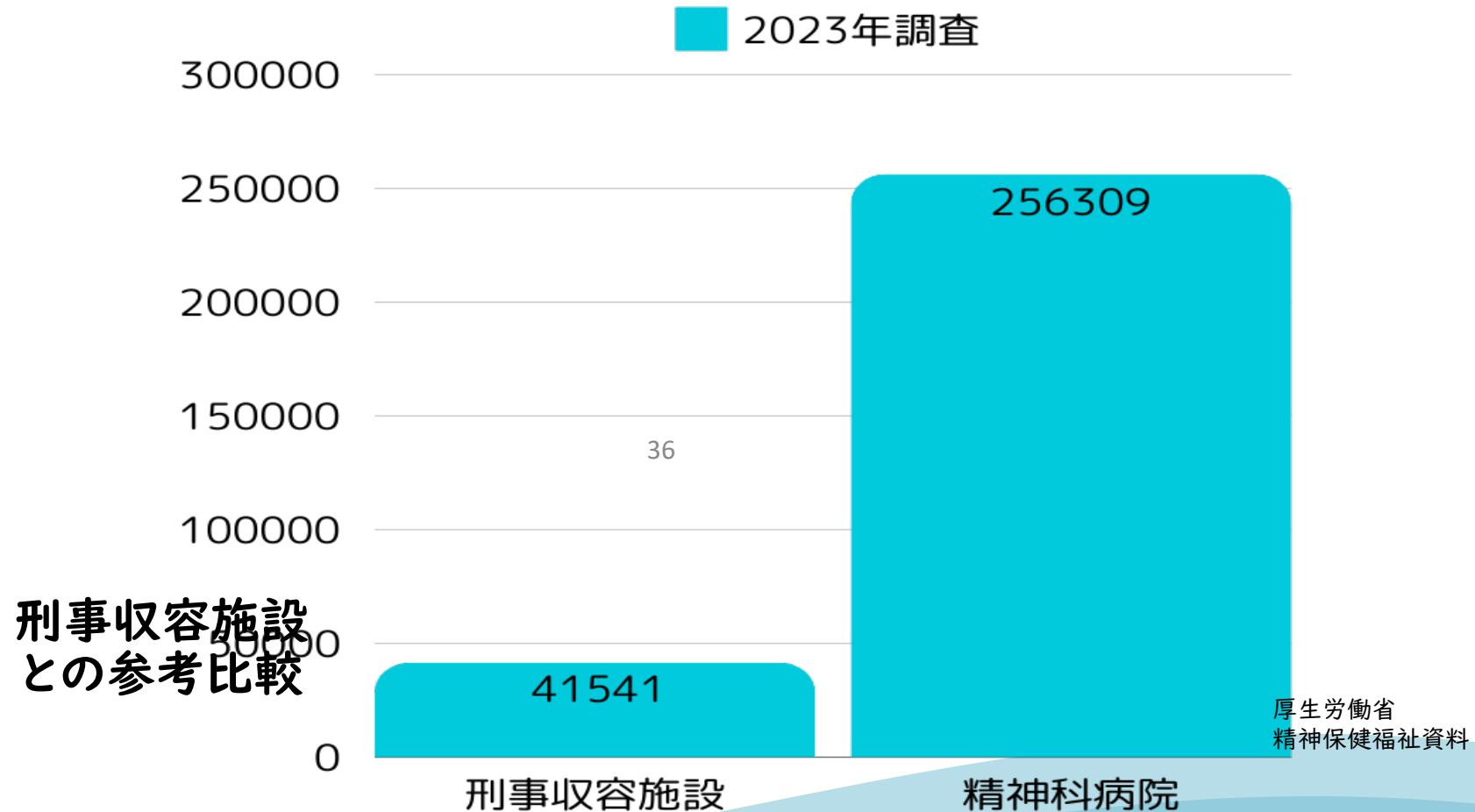
- 1回目は、1ヶ月半で最初におしりに突然の注射で話し相手もなく、2回目も保護室で■日間、誰も話してくれず無視の状態で、トイレットペーパーも頼んで使いさしのを1ヶだけもらえた、監視カメラが付いている部屋だと途中で知り、プライバシーも何もないことに怒りを覚えた。
- 保護室で用があるときは声をかけるように言われたのに、**声をかけても無視**された。
- 病棟全てが閉鎖病棟。診察を受けたい人は、**朝礼で挙手**をして認められないと受けられない。買い物や外出も同様。夕食が16時と早かつた。
- タバコすいたいなら**保ご室へ**といわれた
- **地獄のような生活**だったので何もかもが不満だった。特に治療という名目で、やりたい放題された。

明らかに、「最悪だった」と嘆いて
いる人たちがたくさんいる

【そびえたつ理不尽な法制度】

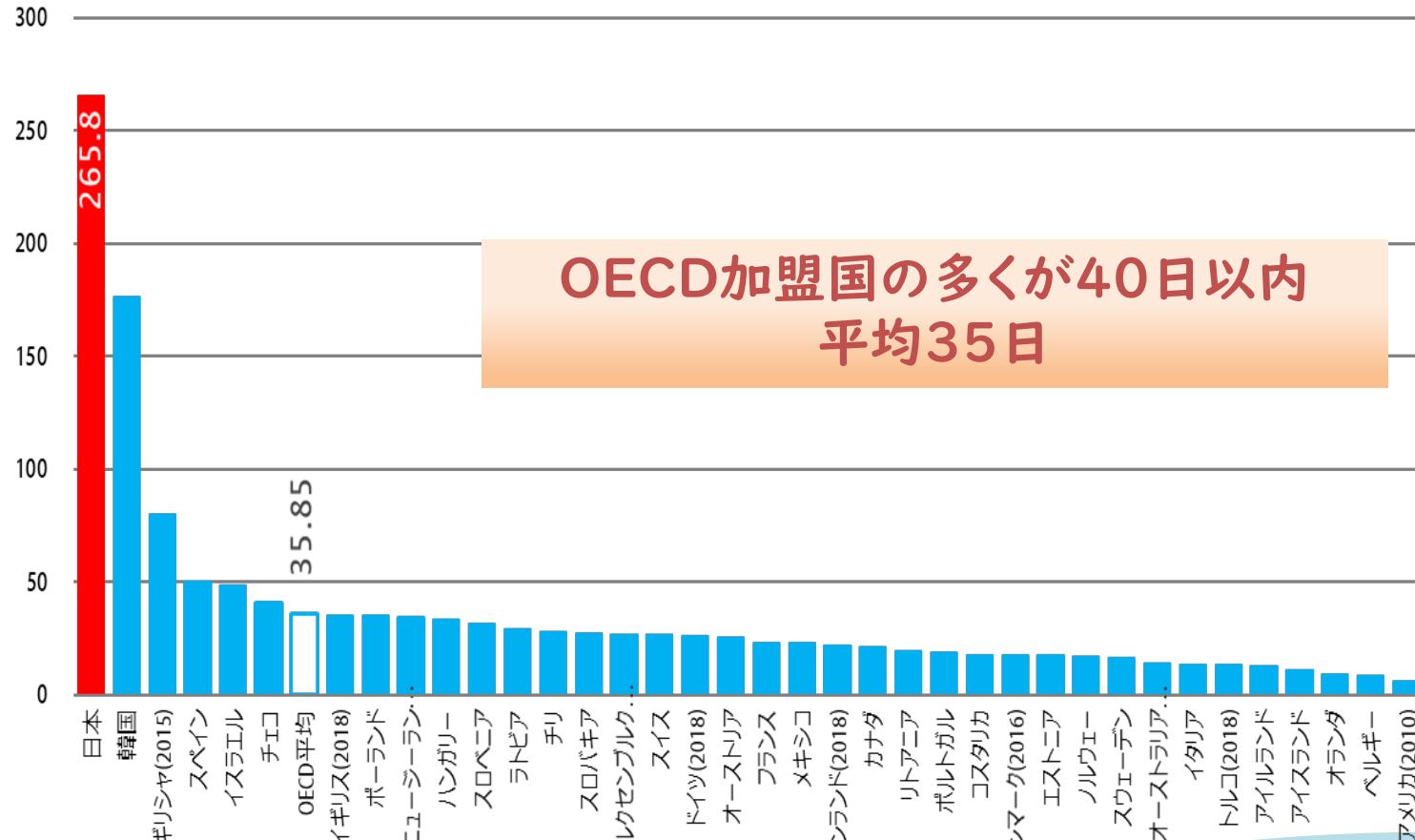
- 制度を変えていかねばならないが
- 制度の中でどう支援していくか（エンパワーメントも）
- 虐待をどうなくしていくか
- 傷つき体験をどう軽減させていくことができるか **アドボケイト活動が必要不可欠となる**

(とりわけ) 日本の精神科医療のいびつな 精神科病院の入院者数



入院期間の長さ

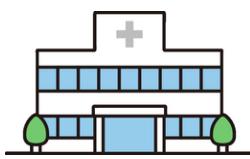
精神病床※の平均在院日数 (2019年)



資料:OECD Health Data (日本は厚生労働省)

※各国により定義は異なる

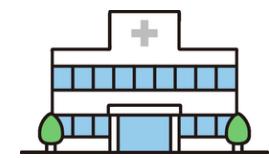
精神科病院での入院期間



5年以上

30%

1年～5年
31%



精神科病院からの退院先は

入院期間
5年以上

その他
7.2%

在宅・G H・施設
19.5%

転院（身体合併・急変）
37.1%

自宅やGHへ退院
できるのは2割弱

死亡退院率の高さ

死亡
36.1%

厚生労働省
精神保健福祉資料 39

年間約20万件の強制入院

措置入院・医療保護入院の届出数の推移



※平成25年度以前の医療保護入院においては、保護者として選任されていない扶養義務者の同意による4週間に限った入院制度があったが、この制度による入院者数は計上していない。

資料：厚生労働省「衛生行政報告例」より
厚生労働省障害保健福祉部で作成 32

厚労省あり方検討会 参考資料(H29.2.17付公開)より

精神科病院 入院形態と開放処遇

76 %

合計			
夜間外開放	終日閉鎖	左記以外	計
50,439	194,405	11,465	256,309

措置入院				医療保護入院				任意入院			
夜間外開放	終日閉鎖	左記以外	計	夜間外開放	終日閉鎖	左記以外	計	夜間外開放	終日閉鎖	左記以外	計
46	1,512	43	1,601	13,929	110,986	4,157	129,072	36,442	80,968	6,872	124,282

94 % 0. 6 % 93 % 50 % 65 % 49 %

【障害者権利条約勧告】

32項(14条：人の自由・安全)

条約14条に関するガイドライン(2015)、および障害者の権利に関する特別報告者により出された勧告を想起し、締約国に対して以下のことを要請する。【call upon】

- (a) 障害者の強制入院を、障害を理由とする差別であり、自由の剥奪に相当するものと認識し、疾病や危険性の存在又はみなされて、障害者の強制入院による自由の剥奪を認めるすべての法律規定を廃止すること。
- (b) 疾病の認定又は存在を基礎とする非同意的な精神科治療を正当化するすべての法的条項を廃止し、障害者が、強制的な治療の対象とならず、他の者と平等に同じ質・水準の医療を利用できることを確保するための監視機構を設置すること。
- (c) 障害の有無にかかわらず、すべての障害者が、無償で利用でき、インフォームド・コンセントを保障されるための、権利擁護を含めたセーフガード及び法的その他あらゆる必要な援助を確立すること。

精神保健福祉法改正(2024/4施行)

医療保護入院 入院期間を設定する必要(入院診療計画書に明記)

- ・入院当初は「3か月まで」→その後上限を「6か月」として(6か月おき)更新可能
- ・今後の入院の方には大きく前進。一方で、入院期間の上限はない(変更なし)

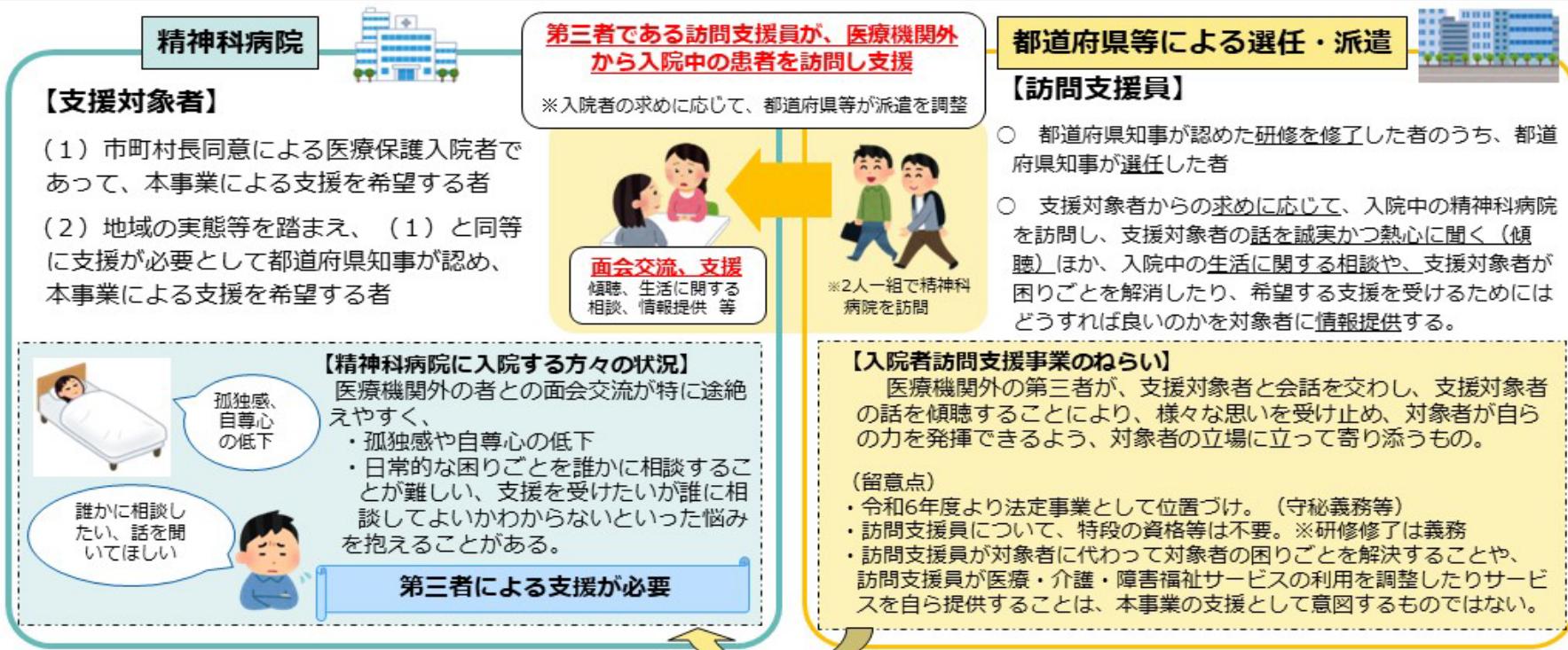
精神科病院内の虐待の通報義務化

- ・「発見した者は、速やかに、これを都道府県に通報」(法40条の3・1項)「虐待」の定義は障害者虐待防止法と同義。
- ・通報義務化では一步前進ではあるが、組織文化によって影響されやすい懸念あり。「都道府県」→精神保健センターが主導(病院との従前の関係性)、「報告・徵収」(従来からの制度)で対応。

入院者訪問支援事業(市町村長同意入院を中心)

入院者訪問支援事業（令和6年度以降）

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がいない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）



精神科病院に入院している支援対象者の**自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消**が期待される。

【出典】

精從懇シンポジウム2025 厚生労働省ホームページ

入院者訪問支援事業(法35の2)

- 1) 都道府県は、精神科病院に入院している者のうち第33条第2項の規定により入院した者その他の外部との交流を促進するための支援を要するものとして厚生労働省令で定める者に対し、入院者訪問支援員が、その者の求めに応じ、訪問により、その者の話を誠実かつ熱心に聞くほか、入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供その他の厚生労働省令で定める支援を行う事業(入院者訪問支援事業)を行うことができる。
- 2) 入院者訪問支援員は、その支援を受ける者が個人の尊厳を保持し、自立した生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立つて、誠実にその職務を行わなければならない。
- 3) 入院者訪問支援事業に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

訪問支援員のできること／できな いこと

できること

- 話を「聞く」こと
- 相談にのること
- 情報提供（一
般的）

できないこと

- 「個別支援
は？」
- 直接の介助

入院者訪問支援事業の課題

- ・ 権利擁護を必要とする人は、市町村長同意の医療保護入院に限られない⇒全ての入院形態に関して、権利擁護必要
- ・ 『傾聴』『情報提供』(範囲による)だけでは、権利擁護として不十分(「誠実」「熱心」て?)
- ・ 権利擁護⇒時に、病院とも対立する場面もあり得るかもしれない。しかし、信頼関係や相手の立場への配慮も必要(権利擁護≠争う)。徐々に徐々に。

目標を定める 法制度への抗い

いびつな法制度の中での「入院者訪問支援制度」

- 必要なアクション
 - 法政策の改善に向けたキャンペーン
 - 市民の意識改革に向けたキャンペーン
 - 退院意欲やエンパワーメント、実際の退院支援（個別支援）

入院者訪問支援事業は「アドボカシー／権利擁護」か？

- 法政策に無言・キャンペーンも展開しない「入院者訪問支援事業」でいいのか？
- どこを目指して(目標)、いま何をしているかの整理が必要
- 時に対立しうる場面も想定される
- 権利擁護を考える団体の連帯
- 「傾聴」だけでは不十分
- アドボカシー／権利擁護とは何か、常に考え続けて抗い続けるべきでは

ありがとうございました

アドボカシー／権利擁護の実現に向けてともに抗い続けていけたら...